

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

新座市教育委員会

新座市教育委員会では新座市立各小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。学校管理下、災害の範囲については下記をご参照ください。

児童生徒の制度への加入については、保護者の同意を受けて加入手続きを行います。加入は任意となっていますが、原則として加入をお願いします。同意くださる方は、下記の同意書にご記入の上、学校長に提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたします。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は下記のとおりです。※改正があった場合は、改正後の規定によります。

記

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。] 令和5年1月1日現在

Table with 3 columns: 災害の種類 (Disaster Type), 災害の範囲 (Disaster Scope), 給付金額 (Benefit Amount). Rows include 負傷 (Injury), 疾病 (Illness), 障害 (Disability), and 死亡 (Death) with specific conditions and amounts.

(※ 見舞金は、令和2年度1月1日以降に給付事由が生じた場合の額です。)

学校の管理下とは…

- ① 授業中
② 学校の教育計画に基づく課外指導中 (部活動、林間学校等)
③ 休憩時間中、始業前などの特定時間中
④ 通常の経路及び方法による通学中 等

2 注意事項

- ① 学校管理下での災害は、こども医療費制度やひとり親家庭医療費制度等は使用せず、日本スポーツ振興センター災害共済給付を使用してください。
② 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
③ 災害共済給付を請求できる期間は、その給付事由が生じた日から2年間です。2年を過ぎると、時効によって請求できなくなります。
④ 損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、障害見舞金・死亡見舞金が給付対象です。

3 共済掛金 (年額)

掛金935円は、新座市が全額負担します。

(きりとり)

同意書

新座市教育委員会 宛

新座市立 学校

年 組 生徒氏名

貴教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターと締結する災害共済給付契約について、在学する間、上記児童生徒が加入することに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

印